

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先・協力企業との共同開発、試作評価、検証プロセスの共同運営を推進し、新規価値創出（品質向上・リードタイム短縮・コスト最適化等）に取り組みます。

b. 健康経営に関する取り組み

当社は、従業員の心身の健康が持続的な価値創造の基盤であるとの考え方のもと、健康増進に向けた取組を推進します。

取引先と協働する業務（共同研究・開発・製造等）においても、過重負荷の抑制や安全衛生に配慮し、働きやすい環境づくりに努めます。

必要に応じて、健康づくりに関する取組（職場環境改善、働き方の見直し等）について、取引先との情報共有・相互支援を行います。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格転嫁・取引適正化の推進

原材料費・エネルギー費・労務費等の変動を踏まえ、取引先と誠実に協議し、適切な価格決定に努めます。

②仕様変更・納期対応の適正化

取引先に一方的な負担が生じないよう、仕様変更や納期調整においては事前協議を徹底し、合理的な期間とコスト負担の在り方を協議します。

③取引代金の支払い方法の適正化

当社は、取引代金について、現金（銀行振込）による支払を基本とし、支払条件の透明性を確保します。

④知的財産・ノウハウの保護

取引に伴い共有される技術情報・ノウハウ等について、秘密保持・権利保護を徹底し、適正な取扱いを行いますまた、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡等は求めません。

3. その他（任意記載）

本宣言を社内に掲示し、従業員に周知徹底を図ります。

2026年1月20日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

シンクランド株式会社 代表取締役 宮地 邦男
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。